

## 2025年度和歌山県社会人サッカーリーグ要項

1. 大会名 2025年度和歌山県社会人サッカーリーグ
2. 主催 (一社)和歌山県サッカー協会
3. 主管 和歌山県社会人サッカー連盟
4. 期間 2025年4月6日～2026年1月18日(予定)
5. 会場 県下各地
6. 参加資格 ①(公財)日本サッカー協会、(一社)和歌山県サッカー協会、(一財)全国社会人サッカー連盟、関西社会人サッカー連盟及び和歌山県社会人サッカー連盟に加盟登録されたチームであること。  
②①に所属する選手で(公財)日本サッカー協会発行の個人登録選手証を有する者であること。  
③参加資格に疑義がある場合は、本リーグ運営委員会がこれを裁定する。
7. リーグの開催 本リーグは、1部・2部・3部で構成する。1部は6チーム、2部は6チーム、3部は10チームで構成し、1部と2部は2回戦総当たり、3部は1回戦総当たりとする。
8. 競技の方法 ①競技規則は2024/2025(公財)日本サッカー協会発行の競技規則による。  
②試合時間は1部90分、2部80分、3部70分とし、延長戦は行わない。ハーフタイムは、1部と2部は15分、3部は10分とする。  
③勝利チームは勝ち点3、引き分けは勝ち点1、敗戦チームは0、棄権は-3として勝ち点の多い順に順位を決定する。但し、勝ち点と同じ場合は得失点差をもって順位を決定、得失点差が同じ場合は総得点の多いチームを上位とする。更に同じ場合は当該チーム間の対戦成績の優位チームを上位とする。  
④棄権チームは、0-3負けとする。(勝ち点は-3とする。)  
⑤選手交代は5名までとする。  
⑥退場を命ぜられた選手は、次の1試合を出場停止とし、その後の措置については本リーグ規律委員会で審議し決定する。警告が累積3回となった選手は次の1試合を出場停止とする。  
⑦警告は、次年度に持ち越さない。  
⑧試合球はモルテン製ヴァンタッジオ4900(品番F5N4900)とする。
9. 選手の用具 ①本競技会に登録した正・副2組のユニフォーム(シャツ、ショーツ及びソックス)を試合会場に持参し、いずれかを着用しなければならない。  
②正・副の2色については明確に異なる色とする。  
③主審は、対戦するチームのユニフォームの色彩が類似しており判別しがたいと判断したときは、両チームの立会のもとに主審がその試合において着用するユニフォームを決定する。  
④前項の場合、主審は両チームの各2組のユニフォームのうちから、シャツ、ショーツ及びソックスのそれぞれについて、判別しやすい組み合わせを決定することができる。
10. 入替戦 ①最終成績において1部6位は2部へ、2部6位は3部へ自動降格、2部1位は1部へ3部1位は2部へ自動昇格する。  
②1部5位は2部2位と、2部5位は3部2位と入替戦を実施する。出場選手については、最終試合日を含め1/3節以上チームに在籍していること。

- ③入替戦の試合時間は、1部2部は90分、ハーフタイム15分とし、2部3部は80分、ハーフタイムは15分とする。なお、同点の場合はPK戦にて勝敗を決定する。
- ④1部リーグの1位、2位は、必ず同年度関西府県リーグ決勝大会へ出場すること。
- ⑤④により上位ディビジョンに昇格した時は、上位リーグの規約に準じ、本連盟において各リーグの昇格を決定する。

- 11. 参加申込み ①本連盟2025年度の参加申込書により申込むこと。
- ②参加費は、1部100,000円、2部80,000円、3部60,000円とする。
- 12. 表彰 各リーグとも優勝、第2位を表彰する。
- 13. 組合せ 本リーグ運営委員会において決定する。
- 14. その他
  - ①参加チームは、所属するリーグ日程に記載のあるインスペクター及び審判を受け持つ。  
\*インスペクターは当日の運営管理を任されているので、インスペクターの実施要領に沿って、安全かつ円滑な試合運営に努めること。また、各チームはインスペクターを尊重し、試合運営に協力すること。
  - \*帯同審判の割当てチームは、帯同審判の実施要領に沿って円滑に実施すること。
  - ②参加チームは新型コロナウイルス感染症予防対策に努めること。
  - ③参加チームは試合当日、選手・スタッフ全員の健康チェックシートを作成し保管すること。運営側からの提出を求められた場合は速やかに提出すること。
  - ④参加チームは、試合当日の会場設営・撤収に協力すること。(原則として第1試合チームが設営、最終試合のチームが撤収を行うこととする。)
  - ⑤ゴミは各自持ち帰り会場美化に努めること。各試合会場で指定場所以外は禁煙とする。
  - ⑥試合開始30分前までにメンバー表3部(本部、審判、相手チーム)と選手証をインスペクターに提出すること。
  - ⑦負傷者への責任は負わない。必ず、各チームで傷害保険、賠償保険に加入すること。
  - ⑧外国籍選手の登録は1チームにつき3名以内とする。但しJFAの「プロサッカー選手の契約、登録及び移籍に関する規則」の条件に該当する場合は3名を超えて登録できるものとするが、いずれの場合も、外国籍選手の登録総数は5名を超えてはならない(準加盟チームは除く)。また、試合へはエントリーした選手のうち3名までの外国籍選手が同時に出場できる。
  - ⑨(公財)日本サッカー協会により「クラブ申請」を承認された「クラブ」に所属するチームについては、同一「クラブ」内のチームに所属する選手は移籍手続きを行うことなく、本大会に参加させることが出来る。この場合、同一「クラブ」内のチームで有れば、複数のチームから選手を参加させることも可能とする。但し、適用対象となる選手の年齢は第2種年代のみとし、同一「クラブ」内の2種登録チームから選手を参加させることが出来る。第1種・シニアの年代の選手は適用対象外とする。  
\*但し、2種登録選手は3名までエントリーを認め、3名が出場出来る。
  - ⑩荒天による中止の場合は、リーグ委員長からチームに連絡する。試合開始後、荒天で実施が困難であると審判員が判断した場合は試合を中断し、避難・待機した後、インスペクターがリーグ委員長に連絡し、対応を協議し決定する。
  - ⑪①～⑩を含め本要項に定めがなく特別な事象が発生した場合は、本リーグ運営委員会で協議し対応を決定する。

以上